











2 内閣総理大臣は、公共の投資者保護のため必要なつとめを以て、特定金融指揮算出業者に対する報告を受けるべきこと、その必要の限度において、特定金融指揮算出業者に対し、その改善に必要な措置をいるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、特定金融指揮算出業者が特定金融指揮算出業者に開示した報告が必要であると認めるときは、その必要の限度において、特定金融指揮算出業者に対し、その改善に必要な措置をいるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、前項規定により業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。

4 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続にかかるらず、聽聞を行わなければならない。

(業務移転の勧告)

第五百五十六条の九十 内閣総理大臣は、特定金融指揮算出業者が特定金融指揮算出業者の体によつて又は一部の停止を命ぜることができると認められるときは、当該特定期限内にその改善に必要な措置を命ぜなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(内閣総理大臣)

第五百五十六条の九十一 内閣総理大臣は、特定金融指揮算出業者が特定金融指揮算出業者の体によつて又は一部の停止を命ぜられるときは、当該特定期限内にその改善に必要な措置を命ぜなければならない。

第六百八十九条第一項中「又は第五百五十六条の八十九」を「第二十回の二十二回第三回」に改める。

第六百九十三条第一項中「取引情報収集機関又は特定金融指揮算出業者」に改める。

第六百九十九条第一項中「第五百五十六条の八十九」を加える。

第六百九十九条第一項中「取引情報収集機関又は特定金融指揮算出業者」を除く、同項に次の二項を加える。

四 上場会社等(資本の額その他の経営の規模が内閣総理大臣で定める基準に達しない上場会社等)に改める。

五 その他、内閣総理大臣で定める。

第六百九十九条第一項中「第五百五十六条の八十九」を「第二十回の二十二回第三回」に改める。

第六百九十九条第一項中「第五百五十六条の八十九」を「第五百五十六条の八十九」を加える。

第六百九十九条第一項中「第五百五十六条の八十九」を加える。

第六百九十九条第一項中「第五百五十六条の八十九」を加える。

第六百九十九条第一項中「第五百五十六条の八十九」を「第二十回の二十二回第三回」に改める。

第五百九十八条の六第十九号中「又は第五百五十六条の五の八」を「第五百五十六条の五の八又は第五百五十六条の八十九」に改め、同条第十一号中「又は第五百五十六条の八十九」の下に「、第五百五十六条の八十九」を加え、同条第十七号の三の次に次の二項を加える。

十七の四 第五百五十六条の八十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百五十六条第十四号を次のように改める。

十四 第四十三条の五の規定に違反して、同様に規定する事項を同様にことができるが限に因

まず、又は虚偽の事項を開示することができない状態に置いた者

第百五十六条の二の三第一号中「若しくは第五百五十六条の八十九第一項」を「、第五百五十六条の八十二回第一項、第五百五十六条の八十六回第四項若しくは第五百五十六条の八十八」に改め、同条第七号を削り、同条第七号の二を同條第七号とする。

第百六条中「又は取引情報収集機関」を「取引情報収集機関若しくは特定金融指揮算出業者」に改め、「従業者」の下に「又は特定金融指揮算出業者」を加え、同條に次の二項を加える。

十三 第五百五十六条の八十九第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は同條第二項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をしたとき

説明百八条中「又は取引情報収集機関の役員(法人でない団体や代表者は監理人の走めのあるもの代表者又は監理人を含む)」を「取引情報収集機関の役員(法人でない団体や代表者は監理人の走めのあるもの代表者又は監理人を含む)、特定金融指揮算出業者の役員(法人でない団体で代表者は監理人の走めのあるもの代表者又は監理人を含む)又は特定金融指揮算出業者」に改め、同條第五号中「又は第五百五十六条の八十九」を「第五百五十六条の八十九」又は第五百五十六条の九十九第一項」に改める。

第六章中二百九条の次に次の二項を加える。

(賃貸した財産の返却等)

第二百九条の二 第五百五十八条の二第一項又は第二百条の二の規定により没収すべき財産(以下この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項において「不法財産」という)が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産(次項及び次条第一項において「混和財産」という)のうち当該不法財産(当該混和に係る部分を除く)の額又は数量又は數量に相当する部分を没収することができる。

2 他人を知つた第三者が起訴財産(第五百五十六条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る)を取得した場合の、前項と同様とする。

(公取の要件等)

第二百九条の三 第五百五十八条の二第一項の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外

の者に譲渡しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後悔を知つて当該不法財産又は

混和財産を取得した場合(法令上の債務の履行として提供されたものを除く)を除く場合は(契約の債権者において相手の財産の上に利害の関係の履行として提供されたものを除く)は、当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によって行われることの清を知らないとした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを没収した場合を除く)は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に譲渡する場合であつても、これを没収することができる。

2 地上權、抵當權その他の権利がその上に存在する財産を第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に該権利を取得したときは、又は犯人以外の者が犯罪の後悔を知らないで該権利を取得したときは、これを没収するものとする。





本則に次の一章を加える。

(第三者財産の没収手続等)

第一百一十二条 第九十八条の五第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び財物以外の財産をいう。次条及び第四百一条の四において同じ)が被告人以外の者(以下この項において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続へ参加を許されないときは、没収の裁判をすることができない。

第二百一十九条の五第一項の規定により、地上權、抵當權その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、該項と同様とする。

第三百一十条 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上權、抵當權その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十八条の五第一項において準用される司法監査官法第二百九条の三第一項の規定により、當該権利を存続させるべきときについて適用する。

第二百一十九条の四第一項の規定により、地上權、抵當權その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合は、この法律に特別の定めがあるもののほか、用事事件における第三者所有物の没収手続に関する公示措置法(昭和三十八年法律第二百三十八号)の規定を準用する。

(改廃された債権等の処分)

第三百一一条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は、第九十八条の四第一項に準用する場合において、同法第二百九条の五第一項の規定により、當該権利を存続させるべきときについて準用される司法監査官法第二百九条の三第一項において準用する。

(第三者財産の没収)

第三百一十二条 第九十八条の四第一項の規定は、第九十八条の四第一項に準用する場合において、その他の規定によって準用する。

第三百一十三条 水産業共同組合法(昭和二十二年法律第二百四十九号)の一部を次のようにより改正する。

第四百三十一条 [第六章 刑則(第九百一十八条第一項)] 水産業共同組合法(昭和二十二年法律第二百四十九号)による捕獲の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(第三章 没収に関する手続等の特例)

第三百一十四条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を次のように改める。

第三百一十五条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百一十五条 第九章 第六章」を「第三百一号及び第七号」に改め、「及び第三百一号」及び「同項第一号中」を削り、「同項第一号」の下に「及び第七号」を加え、「及び第三百一号」及び「同項第一号第一項第一項第一号」の下に「第三百一号及び第七号」とする。又は「特定財産取引契約の締結」と「有価証券等」によるものは「特定財産取引契約」と「有価証券等」を加える。

第三百一十六条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百一十六条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

第三百一十七条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百一十七条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

第三百一十八条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百一十八条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

第三百一十九条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百一十九条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

第三百二十条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百二十条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

第三百二十二条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百二十二条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

第三百二十三条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百二十三条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

第三百二十四条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百二十四条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

第三百二十五条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百二十五条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

第三百二十六条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百二十六条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

第三百二十七条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百二十七条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

第三百二十八条 [第六章 刑罰(第九百一十八条第一項)] 第九章 刑罰(第九百一十八条第一項)の一部を「第三百二十八条 第九章 第六章」を「第三百一号」に改め、「及び第七号」を加える。

(第三章 没収に関する手続等の特例)

本則に次の一章を加える。

(第三章 没収に関する手続等の特例)

(第三章 没収に関する手続等の特例)

第三百二十九条 第三百二十九条の四第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び財物以外の財産をいう。次条及び第四百一条の四において同じ)が被告人以外の者(以下この項において「第三者」という。)に当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときは、没収の裁判をすることができない。

第三百三十条 第三百三十条の四第一項の規定により、地上權、抵當權その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合は、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、該項と同様とする。

第三百三十一条 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上權、抵當權その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十八条の五第一項において準用される司法監査官法第二百九条の三第一項の規定により、當該権利を存続させるべきときについて準用する。

第三百三十二条 第三百三十二条の四第一項の規定により、地上權、抵當權その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合は、この法律に特別の定めがあるもののほか、用事事件における第三者所有物の没収手続に関する公示措置法(昭和三十八年法律第二百三十八号)の規定を準用する。

(改廃された債権等の処分)

第三百三十三条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は、第三百二十九条の三第一項の罪に因し没収された債権等について、同法第三百二十九条の五第一項の規定は同項の罪に因し没収すべき債権等の権利の登記又は登録を關係機関に申請する場合について、それぞれ準用する。

第三百三十四条 第三百三十四条の四第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合について、それぞれ準用する。

第三百三十五条 第三百三十五条の四第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合について、それらを準用する。

第三百三十六条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は、第三百二十九条の三第一項の罪に因し没収された債権等について、同法第三百二十九条の五第一項の規定は同項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合について、それらを準用する。

第三百三十七条 第三百三十七条の四第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百三十八条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合について、それらを準用する。

第三百三十九条 第三百三十九条の四第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百四十条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百四十一条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百四十二条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百四十三条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百四十四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百四十五条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百四十六条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百四十七条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百四十八条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百四十九条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百五十条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百五十二条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百五十三条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百五十四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百五十五条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百五十六条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。

第三百五十七条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の罪に因し没収すべき債権等の登記又は登録を關係機関に申請する場合については、回法第四条第八項の規定を準用する。









用事相手の特徴

第六十二 条 第五十三条第三号の罪に關し没収すべき假想等の沒收の執行に対する刑罰假價法（昭和十五年法律第一号）による假價の内容については、同法律第一項の規定を準用する。

(附則第十五条の一部改正)  
第十五条 保険料は(昭和七年法律第二百五号)の一部を次のように改訂する。

目次中「第六編 刑則（第三百十五條—第三百二十九條）」を「第六編 刑則（第三百十五條—第三百二十九條）」とし、第三百二十九條に該する手続等の特

〔四四一六〕「勿」，勿勿。勿勿，往，无攸休。勿，勿勿。勿勿，往，无攸休。

〔説見「元治御詔勅」〕を「紫竹御内閣第十七番の御詔勅」に改める。

第二百六〇回「兼業の範囲」の下に「兼業實業体制の整備」を加え、「及び第一号」を「並びに第二号」に改め、「兼業の禁止」の下に「金融の使用が行われている場合の兼業の禁止」を加え、「第三号」に改めた。

(号外第 119 号)

2 金融商品取引法第19条の1(預託した財産の返却等)及び第19条の2(原(返却の請求権)

第一項中「第三百九十八条の二第一項又は第三百条の二」であるのは「保険薬剤第三百七十九条の二第一項に規定するものに該当する」として適用することの場合は、既に「第三百九十八条の二第一項又は第三百条の二」の規定が適用されるべきである。

条の「第二項」と「この項」次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第一項中「臨時財産(税)回収」を規定する

「不法財産が混同したものに限り」）であるのは「混和財産」と、同法第百九条の三第二項中「五百九十八条の二第一項又は第一百条の二」とあるのは「区分所有法第百一十九条の二第一項

と認めたのである。おおむね、この二種類の方法によつて、

**木原は次の二編を加える**

(原)第6財産の没収手続

座以外の財産をいい。次条及び第三百四十二条において同じ)が被告人以外の者(以下の条に

おいて「第二章」というのは原題とする場合において、当該第二章が被害事件の手続への参加を記されていないときは、没収の範囲をすることができない。

第二百七十七条の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する場合を除くしては、当該同一権の被権利者手続権を有する者は、手続権の行使により、當該同一権の被権利者手続権の手続権を有する者を主張してはならない。

な」と書かれて、前項と同様とする。

三 金團體占領地の第一百六条の四回第三項から第五項まで(第二者との財産の交換手続等の規定)は、地上權抵當權その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二百二十九

十七條の三第一項において規定する同法第百九条の二第二項の規定による当該権利を存続させざるくとも、かつては適用する。この場合に当たって、同法第百九条の二第二項の規定により存続させざるくとも、かつては適用する。

第二項」とあるのは、「保険業法第二百七条の三第一項において準用する前項第一項」と既に

#### 4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に別段の定めがある場合を除き、<sup>第三十九条第一項</sup>

のほか、元軍事件における第三者所有物の没収に係るむらか美濃法（昭和二十八年三月二十八日）の規定を参照する。







(補足)

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を自過として、この法律による改正後のそれその法律(以下この条において「改正後の各法律」という)の施行の状況等を監察し、必要があると認めたときは、改定後の各法律の規定について補附を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 新藤義三  
農林水産大臣 岩田正志  
法務大臣 谷村泰一  
厚生労働大臣 太郎  
農林水産大臣 林芳正  
国交運輸大臣 本間昭宏  
總務大臣 桥本茂  
財務大臣 鹿野幹郎  
厚生労働大臣 田中久和  
農林水産大臣 松井良平  
國交運輸大臣 太田義充

保険業法等の一部を改正する法律をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第四十五条

(保険業法等の一部を改正する法律)

第一条 (保険業法(平成二十六年法律第二五〇号))の「一部を次のように改する。」

四次中「第三百七十三条(百四十九条)」を「第三百七十三条(第三百七十四条)」に改める。

第三百七十三条中「保険業法の認可」に改める。  
第三百七十三条中「保険業法の認可」を「電子情報通信技術を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改める。

第三百六十六条第一項(第二回目)を削り、同項第三項中「前項中「前項中」の下に「及び次項」を加え、同項を

十五 前項中「又は」を削る。

第一百五十九条(第三百四十条)「原」を「第三百四十条(原本文)」に、「とある」を「とし」と改める。同条ただし書(第一百十一条第一項及び第三百七十一条の二十九において使用する場合を含む)の規定は、適用しない。」に改める。  
第三百七十条の四第六項中「第三百七十七条(の下)」に「第一項ただし書及び」を「から第三百四十九条(第三百四十九条)」に替える。  
第一百七十二条第一項(第三百四十九条)に次の一号を追加する。  
十五 前名号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社である(持株会社と国際のもの又は持株会社に類似するもの(同該会社になることを予定している会社を含む)前項に掲げる会社に該当するものを除く)。  
第一百九十四条第一項中「第三百六十条(第三百六十条)「始めた者」の下に「又はその他の酒類販賣を受けた者を含める。同条に第一項及び第二項として次の二項を挿入する。  
保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険業者である者を除く)、保険業者(保険業者の構成員)、保険業者又は自らが組織する者を保険業者とする保険をうる。(保険業者はその代務者を保険契約者と)、保険業者又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用者(保険業者と)、保険業者(保険業者の三段階)及び第三百四十九条の三段階第一項及び第二項に規定する保険契約者等の保険をうる。次条において同じ)に該当の保険契約者等の保険をうるための行為(当該会社の保険契約による保険契約の保険業者を行った者以外の者が行う当該加入させたための行為を含む)、当該会社保険契約による保険契約者又は当該保険契約と内閣府令で定める特種の關係のある者が当該加入せられたために該当の行為であつて、当該保険契約者から当該保険契約に加入する者に対して必要な情報を適切に提供されることが期待できる」とが期待できるとして内閣府令で定めるところにおける当該加入させるための行為を除く。次条及び第三百四十九条第一項において同じ)に該当の保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ。ただし、保険契約者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。保険契約者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。  
前項の規定は、第三百条の二に規定する特定保険契約の経過又はその代理若しくは媒介に関するための行為を含む。当該会社保険契約による保険契約者又は当該保険契約と内閣府令で定めた特種の關係のある者が当該加入せられたために該当の行為であつて、当該保険契約者から当該保険契約に加入する者に対して必要な情報を適切に提供されることが期待できる」とが期待できるとして内閣府令で定めるところにおける当該加入させるための行為を除く。次条及び第三百四十九条第一項において同じ)に該当の保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ。ただし、保険契約者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。  
第一百九十四条次の二項を加える。  
四 保険仲立人は、保険契約の斯塔の媒介を行ううとするときは、内閣府令で定めるところにより、一次に掲げた事項を記載した書面に交付しなければならない。  
一 保険仲立人の請求、名前、名前又は氏名及び住所  
二 保険仲立人の権限に関する事項  
三 その他の内閣府令で定める事項  
四 保険仲立人は、前項の規定により書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該賃貸の承諾を得て、当該賃借面に記載すべき事項を電子情報通信技術を使用する方法その他の情報通信の方法を利用する方法において内閣府令で定めるものにより提供することができる。「この場合には改めて、当該保険仲立人は、当該書面を交付したるものみなす。  
第一百九十四条の次に次の一条を加える。  
(顧客の意向の把握等)  
第二百九十四条の二 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険業者である者を含む)、保険業者又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用者(保険業者と)、保険業者又は自らが組織した若しくは保険業者を行った会社の外務省に係る保険契約に加入することを防ぐための他の当該保険契約に加入せられるための行為(保険契約への加入をいう。以下この条において同じ)の提出、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の精査等に係る顧客の同意と当該保険契約の内容が合致していることを顧客者が確認する場合の提出を行わなければならない。ただし、当該保険契約等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。





# 別紙2

金融商品取引法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後	現 行
目次		
第一章 総則（第一条—第八条）		
第二章 事業（第九条—第十三条の二）		
第三章 組合員（第十四条—第二十五条の二）		
第四章 管理（第二十六条—第五十三条の三）		
第四章の二 共済契約に係る契約条件の変更（第五十三条の四—第五十三条の十五）		
第四章の三 子会社等（第五十三条の十六—第五十三条の十九）		
第五章 設立（第五十四条—第六十一条の二）		
第六章 解散及び清算（第六十二条—第七十三条）		
第七章 登記（第七十四条—第九十二条）		
第八章 監督（第九十二条の二—第九十七条の四）		
第九章 罰則（第九十八条—第一百一条）		
第十章 没収に関する手続等の特例（第一百一条の二—第一百一条の四）		
附則		
附則		

(特定共済契約)

第十二条の三 共済事業を行う組合は、特定共済契約（金利、通貨の価格、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十条の五に規定する共済金等の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある共済契約として厚生労働省令で定めるものをいう。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

2 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第二十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号、第二号及び第七号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の六までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項の締結の事業）と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規

(特定共済契約)

第十二条の三 共済事業を行う組合は、特定共済契約（金利、通貨の価格、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十条の五に規定する共済金等の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある共済契約として厚生労働省令で定めるものをいう。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

2 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第二十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号、第二号及び第七号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の六までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規

本文の規定を除く。) 中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。) 中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。」を行うことを内容とする契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他消費生活協同組合法第十二条の二第二項において準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。) 又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)」とあるのは「特定共済契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失(当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることによ

定を除く。) 中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。) 中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。」を行うことを内容とする契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他消費生活協同組合法第十二条の二第二項において準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。) 又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)」とあるのは「特定共済契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失(当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることによ

ことにより当該利用者の取得する共済金等（消費生活協同組合法第五十条の五に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下の条において同じ。）」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の二（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第一号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の五 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収するこ

り当該利用者の取得する共済金等（消費生活協同組合法第五十条の五に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下の条において同じ。）」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第一号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「特定共済契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の二（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第一号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

とができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定

は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百九十九条の二第一項」における「第二百九十九条の二第一項」とあるのは、「消費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と、「二の条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは、「二の項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは、「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは、「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは、「消費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と読み替えるものとする。

第十章 没収に関する手続等の特例

（第二者の財産の没収手続等）

第二百一条の二 第九十八条の五第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百一条の四において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」といへ。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件

とができないときは、その価額を追徴する。

（新設）

【参考】国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）

（薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等）  
第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十四条及び第十五条の規定は、前条の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号又は第四項各号」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十一條第一項各号又は第三項各号」と読み替えるものとする。

（新設）

（参考）麻薬特例法

（参考）第三者の財産の没収手続等

第十六条 第十一條第一項各号又は第三項各号に掲げる財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。第十八条において同じ。）

の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十八条の五第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第一百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十八条の五第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第一百九条の四第二項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「消費生活協同組合法第九十八条の五第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第一百一条の二 金融商品取引法第一百九条の五第一項の規定は第九十

（新設）

）が被告人以外の者（以下「」の条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 薬物犯罪又は第六条若しくは第七条の罪（以下「薬物犯罪等」という。）に關し、この法律、麻薬及び向精神薬取締法その他の法令の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 組織的犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十二条において準用する組織的犯罪処罰法第十五回第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

八条の四の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の

五第二項の規定は第九十八条の四の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第九十八条の四の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第一百一条の四 第九十八条の四の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

【参考】麻薬特例法  
(没収された債権等の処分等)

第十七条 組織的犯罪处罚法第十九条の規定は第十一条の規定による没収について、組織的犯罪处罚法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特別等に関する法律第五章」と読み替えるものとする。

(新設)

【参考】麻薬特例法

(刑事補償の特例)

第十八条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

# 別紙3

○ 保険業法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

○

○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（共済契約）</p> <p>第十二条の一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用者並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用者でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用者人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条第三項の規定は共済契約の募集を行なう組合の役員及び使用者並びに当該共済事業を行う組合の役員及び使用者人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条（第一項ただし書を除く。）の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用者を含む。）について、同法第二百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は共済代理店について、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回</p>	<p>（共済契約）</p> <p>第十二条の一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用者並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用者でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用者人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条の規定は共済契約の募集を行なう組合の役員及び使用者並びに当該共済事業を行う組合の役員及び使用者人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条（第一項ただし書を除く。）の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用者を含む。）について、同法第二百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は共済代理店について、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回</p>

共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用する（同法第三百五条第一項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三項第三号、第二百九十五条、第二百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中「保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させた他の当該保険契約に加入させるための行為」）と掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同項第八号中「特定関係者（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第二百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外國保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）」とあるのは「子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第二百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外國保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社

又は解除について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用する（同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三号、第二百九十五条、第二百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中「次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同項第八号中「特定関係者（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第二百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外國保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）」とあるのは「子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第二百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外國保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社

社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）」とあるのは「子会社等（消費者生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第一項中「第四条第二項各号、第一百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定期又は消費生活協同組合法第二十六条の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五条第一項及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令

十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するとときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の六 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項（ただし書を除く。）の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の六 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項（ただし書を除く。）の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の六 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による

第九十八条の六 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第十一條の二〔第三項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

官報 平成27年3月26日 木曜日

1000分の16	3 平成二十一年四月一日前に労働者災害保険料（以下「災害保険」という）に係る保険關係が成立する事業であつて事業の期間が予定され得る場合（以下「特定有期事業」という）に係る労災保険料（第一種特別加入保険料率の基礎となる場合を含む。）については、新規則第十六条第一項及び別表第一の規定にかかる。
1000分の3	4 特定期事業につきの規則第十三条第一項に規定する賃金額に蒙ずべき事は、新規則別表第一の規定にかかる。
1000分の18	5 諸負担による建設の事業（規則第十一条に定める賃金額を正確に算定する事が困難なものに限る。）（次項に同じ。）特定期建設事業（以下「建設」）である。平成二十一年四月一日前に労災保険料に係る保険關係が成立し、平成二十一年四月一日以後に労災保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徵収法」という）第七条の規定にかかる。
1000分の4	6 特定期建設事業であつて、徵収法第七条の規定によつての事業とみなされ得るもの以外のもので、平成二十一年四月一日前に労災保険に係る保険關係が成立したものによりての一般保険料に係る確実料の額の算定に際し用いる賃金額の算定に付すが、なお從前例による。
1000分の14	7 新規則別表第五の規定による第二種特別加入保険料率は、平成二十一年四月一日以後の期間に某の規則第二十二条に規定する額の規則に蒙ずべき第二種特別加入保険料率として適用し、同田前の期間に該する同条に規定する額の規則に蒙ずべき第一種特別加入保険料率については、なお從前例による。
1000分の49	8 新規則第三十三条の三の規定による第三種特別加入保険料率は、平成二十一年四月一日以後の期間に係る規則第三十三条の二に規定する額の規則に蒙ずべき第三種特別加入保険料率として適用し、同田前の期間に蒙すべき同条に規定する額の規則に蒙ずべき第一種特別加入保険料率については、なお從前例による。
1000分の3	9 特定期有効事業に関する徴収法第七条第三項の事業の規則については、新規則第六条第一項の規定にかかる。
1000分の3	10 新規則第三十五条第一項の規定は、平成二十一年四月一日以後に労災保険に係る保険關係が成立した事業であつて事業の期間が予定されるものについて適用し、特定有期事業については、なお從前例による。
1000分の16	11 新規則第三十二条の三の規定による第四種特別加入保険料率は、平成二十一年四月一日以後の期間に係る規則第三十二条の二に規定する額の規則に蒙ずべき第四種特別加入保険料率として適用し、同田前の期間に蒙すべき同条に規定する額の規則に蒙ずべき第一種特別加入保険料率については、なお從前例による。
1000分の7	12 新規則第三十三条の三の規定による第三種特別加入保険料率は、平成二十一年四月一日以後の期間に係る規則第三十三条の二に規定する額の規則に蒙ずべき第三種特別加入保険料率として適用し、同田前の期間に蒙すべき同条に規定する額の規則に蒙ずべき第一種特別加入保険料率については、なお從前例による。
1000分の17	13 新規則第三十五条第一項の規定は、平成二十一年四月一日以後に労災保険に係る保険關係が成立した事業であつて事業の期間が予定されるものについて適用し、特定有期事業については、なお從前例による。
1000分の4	14 新規則第三十二条の三の規定による第四種特別加入保険料率は、平成二十一年四月一日以後の期間に係る規則第三十二条の二に規定する額の規則に蒙ずべき第四種特別加入保険料率として適用し、同田前の期間に蒙すべき同条に規定する額の規則に蒙ずべき第一種特別加入保険料率については、なお從前例による。
1000分の6	15 新規則第三十三条の三の規定による第三種特別加入保険料率は、平成二十一年四月一日以後の期間に係る規則第三十三条の二に規定する額の規則に蒙ずべき第三種特別加入保険料率として適用し、同田前の期間に蒙すべき同条に規定する額の規則に蒙ずべき第一種特別加入保険料率については、なお從前例による。

## その他の規定

1

- (施行期日)  
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。  
(附則)  
この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新規則」といふ。）第十六条第一項及び別表第一に規定する労災保険率は、平成二十七年四月一日以後に使用する会員の労働者に係る賃金总额に蒙ずべき一般保険料率（次項に規定する特定有期事業についての一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率及び同日以後の期間に係る労働保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十二条第一項に規定する額の規則に蒙ずべき第一種特別加入保険料率（次項に規定する特定有期事業についての第一種特別加入保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率について適用し、同日前に使用する全ての労働者に係る賃金总额に蒙ずべき一般保険料率の基礎となる労災保険率及び同日前の期間に係る規則第二十二条第一項に規定する額の規則に蒙ずべき第一種特別加入保険料率の基礎となる労災保険率については、なお從前の例による。

- 2 (附則)  
この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新規則」といふ。）第十六条第一項及び別表第一に規定する労災保険率は、平成二十七年四月一日以後に使用する会員の労働者に係る賃金总额に蒙ずべき一般保険料率（次項に規定する特定有期事業についての一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率及び同日以後の期間に係る労働保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十二条第一項に規定する額の規則に蒙ずべき第一種特別加入保険料率（次項に規定する特定有期事業についての第一種特別加入保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率について適用し、同日前に使用する全ての労働者に係る賃金总额に蒙ずべき一般保険料率の基礎となる労災保険率及び同日前の期間に係る規則第二十二条第一項に規定する額の規則に蒙ずべき第一種特別加入保険料率の基礎となる労災保険率については、なお從前の例による。

○厚生労働省令第四十六号  
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の二第三項、第三十一条の七第一項及び第一項、第三十二条の八第一項、第三十二条第一項、第五十条の十四第一項並びに第九十六条の二第六号の規定に蒙ずべき、消費生活協同組合法施行規則の一部を次のようにより正す。

- 平成二十七年三月二十六日 厚生労働大臣 塩崎 英久  
消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

- 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務省令、厚生省令、農林省令第二号）の一部を次のように改正する。
- 第五十条中〔第二百九十四条第二号〕を〔第二百九十四条第三号第三回〕に改める。
- 第八十四条第一項第二号ハ中「少數株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第三項中「剩余金」を「組合の貸付対照表における剰余金」に改め、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第四項中〔前項第二回〕を〔第三項第一回〕に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
- 4 組合の運営資金を無理に蒙る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
- 一 利益剰余金



# 別紙5

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年三月二十六日厚生労働省令第四十六号）新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十二年大蔵省・法務厅・厚生省・農林省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

## 改 正 後

## 現 行

（利用者に対する説明）

第十五条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第二百九十四条第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、共済募集人（共済事業を行う組合の役員若しくは使用人又は当該共済事業を行う組合の共済代理店又はその役員若しくは使用人をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名とする。

（利用者に対する説明）

第十五条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第二百九十四条第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、共済募集人（共済事業を行う組合の役員若しくは使用人又は当該共済事業を行う組合の共済代理店又はその役員若しくは使用人をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名とする。

（純資産の部の区分）

第八十四条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。

一 (略)

二 組合の連結貸借対照表 次に掲げる項目

イ・ロ (略)

ハ 非支配株主持分

(略)

（純資産の部の区分）

第八十四条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。

一 (略)

二 組合の連結貸借対照表 次に掲げる項目

イ・ロ (略)

ハ 少数株主持分

(略)

4 組合の連結貸借対照表における剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

(新設)

一 資本剰余金

二 利益剰余金

5 第三項第二号に掲げる項目は、その内容を示す適當な名称を付した科目に細分する」とができる。

6 (略)

(税等)

第九十九条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、税引前当期剰余金又は税引前当期損失金（連結損益計算書にあつては、税金等調整前当期剰余金又は税金等調整前当期損失金）の次に表示しなければならない。

4 前項第一号に掲げる項目は、その内容を示す適當な名称を付した科目に細分する」とができる。

5 (略)

(税等)

第九十九条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、税引前当期剰余金又は税引前当期損失金（連結損益計算書にあつては、税金等調整前当期剰余金又は税金等調整前当期損失金）の次に表示しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる項目は、連結損益計算書に限る。

一・二 (略)

(税等)

三 税金等調整前当期剰余金又は税金等調整前当期損失金として表示した額に第一号及び前号に掲げる額を加減して得た額

四 税金等調整前当期剰余金として表示した額があるときは、当該額のうち少數株主持分に属するもの

五 税金等調整前当期損失金として表示した額があるときは、当該額のうち少數株主持分に属するもの

2 (略)

(当期剰余金又は当期損失金)

第一百条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期損益金額」という。）は、当期剰余金として表示しなければならない。

一 (略)

(削る)

二 (略)

三 前条第一項各号に掲げる項目の金額

四 (略)

二 (略)

三 (略)

三 (略)

3 | 連結損益計算書には、次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称  
を付した項目をもつて、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなけれ  
ばならない。

一 当期剰余金として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株  
主に帰属するもの

二 当期損失金として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株  
主に帰属するもの

4 | 連結損益計算書には、当期剰余金又は当期損失金に当期剰余金又は当  
期損失金のうち非支配株主に帰属する額を加減して得た額は、親組合（  
財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定  
機関を支配している組合をいう。）に帰属する当期剰余金又は当期損失  
金として表示しなければならない。

(当期剰余金又は当期損失金)

第一百条 第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期損益金額」という。）は、当期剰余金として表示しなければならない。

一 (略)

(削る)

二 (略)

三 (略)

四 前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる項目の金額

五 (略)

二 (略)

三 (略)

2 | 二 (新設)  
四 前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる項目の金額

(新設)

第六款 連結純資産変動計算書

第一百七条 連結純資産変動計算書については、この条に定めるといふるによ  
る。

2 連結純資産変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければ  
ならない。

一・二 (略)

三 非支配株主持分

3 組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない

一 (略)

二 剩余金

4 前項第一号に係る項目は次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 資本剰余金

二 利益剰余金

5 (略)

6 評価・換算差額等及び非支配株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲  
げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第  
二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明ら  
かにすることを妨げない。

一・三 (略)

8 第五項第二号に掲げる退職給付に係る調整累計額に計上すべきものは  
、次に掲げる項目の額の合計額とする。

一・三 (略)

第六款 連結純資産変動計算書

第一百七条 連結純資産変動計算書については、この条に定めるといふるによ  
る。

2 連結純資産変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければ  
ならない。

一・二 (略)

三 少数株主持分

3 組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない

一 (略)

二 剩余金

(新設)

三 (略)

4・5 (略)

6 評価・換算差額等及び少数株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲  
げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第  
二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明ら  
かにすることを妨げない。

一・三 (略)

7 第四項第三号に掲げる退職給付に係る調整累計額に計上すべきものは  
、次に掲げる項目の額の合計額とする。

一・三 (略)

(連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

第一百三十三条 連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、当該注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

一・二 (略)

三 会計方針に関する次に掲げる事項

イ・二 (略)

2 (略)

(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法)

第二百一条 長期共済事業（共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業（責任共済等の事業を除く。））をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う組合（以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。）の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一・八 (略)

九 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者（同法第二十九条の四の一第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び

(連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

第一百三十四条 連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、当該注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

一・二 (略)

三 会計処理基準に関する次に掲げる事項

イ・二 (略)

2 (略)

(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法)

第二百二条 長期共済事業（共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業（責任共済等の事業を除く。））をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う組合（以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。）の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一・八 (略)

九 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者に限る。）、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び短資業者に対する有価証券の貸付け

券金融会社及び短資業者に対する有価証券の貸付け

十五十二 (略)

2~4 (略)

(届出事項等)

第二百五十四条 法第九十六条の二第六号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二十一 (略)

二十一 共済事業を行う組合、当該組合の子会社又は共済代理店（第三項において「共済事業を行う組合等」という。）において不祥事件（共済代理店にあつては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

2 (略)

3 第一項第二十二号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一・二 (略)

三 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項本文（ただし書を除く。）又は法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第四号から第六号まで又は第八号の規定に違反する行為

十五十二 (略)

2~4 (略)

(届出事項等)

第二百五十四条 法第九十六条の二第六号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二十一 (略)

二十一 共済事業を行う組合、当該組合の子会社又は共済代理店（第三項において「共済事業を行う組合等」という。）において不祥事件（共済代理店にあつては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

2 (略)

3 第一項第二十二号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一・二 (略)

三 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項又は法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第四号から第七号までの規定に違反する行為

4 四  
5 五

(略)

4 四  
5 五

(略)